

京都府議会 2023 年 2 月定例会

みつなが敦彦議員の意見書・決議案討論	1
山内 よし子議員の議案討論	4
2 月議会議案等採決結果・他	19

● 3 月 10 日の閉会本会議でのみつなが敦彦議員の意見書・決議討論、山内よし子議員が行なった議案討論を紹介します。

意見書・決議

みつなが敦彦議員（日本共産党・京都市左京区） 3 月 10 日

日本共産党の光永敦彦です。

議員団を代表し、ただいま議題となっております、意見書案 11 件、決議案 3 件のうち、「外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書案」に反対し、他の意見書案・決議案に賛成する立場から討論を行います。

はじめに、府民クラブ提案の「外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書案」についてです。

日本国憲法は、土地や建物を所有する権利を保障しており、その基本的な権利を「安全保障」の名で制限することは極めて問題です。しかも、本府においては、平成 30 年 9 月 1 日から「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」が施行され、水源の保全とそのため権利移転等の契約の事前届出が必要となり、知事は契約の届出者に対し、水源かん養機能を維持するために必要な助言を行うことができるなど、一定の歯止めをかける努力が積み重ねられてきており、しかも全国的にこうした内容の意見書は見当たらず、あまりに拙速なため、反対です。

次にわが会派提案の『「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む『安保 3 文書』の撤回を求める意見書案』についてです。

現在開かれている国会審議を通じ、安保 3 文書の閣議決定とその具体化の深刻さが日々浮き彫りとなっています。

アメリカの長距離巡航ミサイル「トマホーク」の最大 500 発購入やマッハ 5 以上の極超音速ミサイルの配備も狙われています。それにともない、舞鶴市の自衛隊のミサイル拠点化や宇治市祝園分屯地をはじめ、全国に弾薬庫が配備される可能性についても防衛大臣は否定していません。

さらに、米軍が 2018 年に公表した「統合防空ミサイル防衛・I AMD 構想 2028」では、警戒情報だけでなく、相手に対する射撃システムまですべて米国を中心とした同盟国間で共有するシステムを提案しており、それとウリ二つの文言が、安保 3 文書の一つである「国家防衛戦略」に記載されています。まさに米軍の指揮下で、先制攻撃ができる道を開くという憲法を踏みこじめる動きがなし崩しで進められようとしています。その結果、国民には大增税のツケが押し付けられることとなります。こんな大軍拡・大增税を進める「安保 3 文書」は閣議決定を撤回し、ASEAN が積み重ねてきている平和的外交的な努力を日本も進めることこそ必要です。

次に生活保護基準を緊急に引上げることを求める意見書案についてです。

本議会に、全京都生活と健康を守る会連合会より同趣旨の請願が提出されました。もともと、2013 年から 2015 年にかけて段階的になされた生活保護基準の減額改定による保護費削減に対し、全国で生活保護基準引下げ違憲訴訟が広がり、この間、改定の違法を明確に指摘した判決が 2021 年 2 月の大阪地裁に始まり、2022 年 5 月熊本地裁、2022 年 6 月東京地裁、2022 年 10 月横浜地裁、2023 年 2 月宮崎地裁と 5 件目となり、流れは大きく変わりつつあります。

今回の一連の判決は、実態を踏まえた判断で、今年 4 月の大阪高等裁判所の控訴審判決も控え

ており、この流れを止めずに政府の誤った政策を是正させることが必要です。

しかも、コロナ禍と物価高により、また新自由主義による貧困と格差が広がる中、生活保護の申請者が6%も増えています。よって生活保護費の削減は見直し、大幅な保護基準の引き上げを緊急に行うことが求められています。

次に「新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を求める意見書案」についてです。

政府は5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症を感染症法2類から5類相当へと見直すことを発表しました。

知事総括質疑やその後の常任委員会等を通じ、高齢者入所施設での死亡が第6波で52名、自宅では17名、第7波では施設で83名、在宅で17名、第8波の2月末までで施設は86名、在宅23名であることが明らかとなりました。知事はそれでも「入院が必要な方は入院できている」などと答弁を繰り返してこられました。命を救えた可能性があったのではないかと、もっと医療に早くアクセスできる体制や運用ができたのではないかと、保健所の体制や連携はどうだったのか等、原因や課題を浮彫りにして、総括することこそ必要です。その総括や対策もないまま、病床確保やワクチン接種、自己負担の在り方など医療や介護の現場に矛盾を押し付けること、は絶対に避けなくてはなりません。5類への見直し延期を強く求めます。

次に、「難聴者の補聴器購入に係る京都府独自の補助制度の創設を求める決議案」についてです。

昨年12月定例会で、全会一致で「加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書」が可決しました。本当に喜ばしいことです。速やかに国において支援制度が実施されることを強く求めます。

さて、本議会には、補聴器の公的補助を求める会から4,938筆の請願署名を添えて「難聴者の公的補聴器購入にかかわる負担軽減を求めることに関する請願」が提出されました。

現在、補聴器購入への公的補助は、障害者手帳の交付をうけるなど極めて限定的となっており、また、補聴器は高額なため、自己負担で購入することをためらう、あるいはできない方が多数となっているためです。

しかし、例えば高齢者の方が聞こえにくくなってきた時に、程度に応じて早期に補聴器に慣れていくことが、認知症対策や日常生活を普通に送る上でも、長い目で見れば効果があると考えます。若年者も含め、切れ目ない支援が必要で、全国で広がる補聴器購入の財政的支援策を、本府でも全会一致の意見書の主旨をふまえ、早期に実施されることを強く望みます。

次に「18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議案」についてです。

今年9月から子育て支援医療費助成制度が、通院も小学校卒業まで拡充されることになりました。これまで多くの請願署名が提出され、府民の皆さんの声や運動をふまえ、子どもも何度も議会で質問を重ね、また意見書案や決議案を提案してきたことがようやく実ることとなりました。これにより、大山崎町をはじめ府内市町村で、さらに18歳まで無料などの拡充が進んでいます。

全国では、18歳まで無償化がこの春から東京都、岩手県、群馬県、奈良県で新たに拡充されようとしています。それは、子育てにかかる経済的負担の軽減策として共通した強い願いであるとともにコロナ禍や物価高をはじめとした格差が広がっているもとの、その対策の一つとして、また住み続けられるまちづくりとしても重要な施策であるためです。

今回、京都府の制度拡充に必要な予算は新たに4億2,000万円と積算されています。しかし、これとて令和3年度決算では、当初予算より約4億円減っており、このとおり推移すると、制度拡大による予算はほぼ変化がないことが予想されます。また、中学校卒業まで拡充した場合、さらに1億1,000万円、さらに高校卒業まで現行制度を拡充した場合は約6億1,000万円を実施できるとのことです。速やかに18歳までの医療費無償化の決断を求めます。

次に「教職員を増員して早期に義務教育における30人以下学級を実現することを求める意見書案」についてです。

40年ぶりに実施されることとなった小学校全学年の学級規模の一律引き下げは、長年の世論に応える重要な変化です。しかし、小学校だけ、35人を5年かけて実施することは不十分です。

すでに欧米では、20人程度の学級が当たり前になっています。それは、みんなで考えあう豊かな授業は少人数であってこそ可能で、またコロナ禍の影響も含め、子どものケアという点でも、さらに、教員の過重負担の解消にとっても急がれます。

そもそも、GDP比で見ると、OECD加盟諸国で最低クラスの教育予算水準は変わらず、教育に予算をかけない姿勢の歪みを正し、速やかに30人以下学級実現を目指すとともに、教職員の

増員、計画的な定数改善を求めます。

次に「学校給食の無償化を求める意見書案」についてです。

府教育委員会は、学校給食の無償化について「原則自己負担」とする答弁を繰り返すものの、世論や運動、子どもも何度も議会で求める中、初めて来年度予算で、学校給食への支援にも使える交付金を創設することが提案され、喜ばれています。

すでに、東京都では2023年度から新たに9つの区で無償化が広がり、千葉県でも県がこの4月から第三子以降の子どもを対象に小中学校給食費の無償化予算を計上しています。また京都府内でも、大山崎町が中学校給食実施と合わせ無償化を予定しておられるなど大きく広がっています。こうした中、京都市議会では、全会一致で「速やかに全員制の中学校給食実施を求める決議」が採択されたとお聞きしています。本来、国で無償化することは国民的要請となっており、実施を強く求めます。

次に、『北山エリア』開発計画について府民説明会を実施し、正確な情報提供を求める決議案』についてです。

先日、私も出席し傍聴した、第四回府立植物園専門家会議に、京都府の案として、北山エリア整備基本計画にもとづき、府立植物園の今後の整備計画案が初めて示されました。この計画案は、16万筆に近づく計画の白紙撤回を求める署名や植物園職員のみなさんの実践や論議の積みあげなどにより、当初示された「にぎわい」という文言は無くなり、北山通のウバメガシなど植生を取り払い商業施設を作る、大芝生地に屋外ステージを作るなどの計画も示されませんでした。しかし、専門家会議では、「大芝生地にステージがあればいい」などの発言もあり、最期に府職員から「回遊性」に触れられるなど、いまだどうなるかわからない上に、お隣の府立大学に1万人規模のアリーナが建設されると、大学生や大学さらに府立植物園にも深刻な影響がでることは言うまでもありません。

知事は、北山エリアの一体的な整備の必要性を繰り返し述べてこられました。一昨年11月以来、一度も全体の説明会が開かれなままとなっています。また、北山エリア整備基本計画について「あくまで案」とし、その案とは違う植物園整備計画案が、府民に情報提供もなく、また意見を聞くこともないまま示されたことは重大です。同様に府立大学内のアリーナ建設も、何も情報提供も説明もされていません。

本議会には、「北山エリア」の開発計画の現段階について広く説明し、府民の要望や意見を聞く第二回目の説明会の実施などを求める陳情が4件も出されています。また昨日は、地元の方々が16万筆に近い署名の追加提出と京都府への申し入れをされたところです。こうした府民の声を強く聞くことを強く求めます。

次に、3党派提案の建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書案についてです。

京都府議会では、一昨年7月に、すべての建設アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書が全会一致で可決しました。その後、最高裁判決を踏まえ、昨年1月より給付金制度が開始されました。しかし、最高裁の判決で、大手アスベスト建材製造企業10社の賠償が認められたものの、建材製造企業の抛出はされず、被害者の十分な救済には結びついていません。また支給対象も、屋外で主に働いた被害者等が含まれていないなど、全面的な救済を図ることが急がれます。

さらに、アスベスト被害を防止するための有効な対策の抜け穴を許さないためにも、より厳密な体制や支援制度が必要となっています。これらを含んだ意見書が京都府議会で可決する意義は非常に大きいと考えます。

長きにわたる裁判の中、多くの被害者が病気に苦しみ、いのちを落とされた方もおられます。こうした訴えを真摯にうけとめ、国と大手アスベスト建材製造企業には、その責任をとるよう強く求めます。

最後に、今期で勇退される諸先輩の皆さん、本当にお世話になりました。これまでのご指導、ご鞭撻、ご厚情にお礼を申し上げ私の討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

山内よし子議員（日本共産党・京都市南区）

3月10日

日本共産党の山内佳子です。

最初に一言申し上げます。新型コロナの府内の発生状況は、落ち着いたといっても連日陽性者が発生しており、昨日にも府内で少なくとも126名の陽性患者が判明し2人が亡くられました。亡くられた方は1,648名にも及んでいます。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表します。

それでは、ただいま議題となっております議案74件について、第1号議案、第13号議案、第16号議案、第29号議案、第69号議案について反対し他の議案に賛成する討論を行います。

最初に第1号議案「令和5年度京都府一般会計予算案」について反対の理由を6点述べます。

本予算案は「府総合計画の改定を踏まえた発射台予算」となっており、府民の願いや実態に寄り添ったものとはなっていません。コロナ禍で府民の暮らしも経済も大きく冷え込み、地方自治体への交付金をはじめとして、様々な国の支援制度も縮小、あるいは廃止される中で提案されている予算ですが、この間のコロナ対策の教訓も示されず府民の実態にも寄り添わない予算となっています。

反対の理由の第1は、これまでのコロナ対策の教訓がなく、いのちを守るための保健所の再配置などの対策が取られていないためです。

京都府保険医協会の調査では、コロナで陽性になっても入院できなかった理由について、保健所や救急隊員から入院するところがないと言われた方が45%、府の入院コントロールセンターが入院不可とした方が26%になっています。

第6波から第8波の間に京都では1340名の方が亡くられています。そのうち高齢者入所施設で221名が自宅では少なくとも57名が亡くられています。入院待機ステーションを110床確保したものの、入所できた方は昨年10月13日から今年2月末の3ヶ月を超える第8波では135名でほとんど活用しませんでした。

委員会の審議での「入院が必要な人は入院できた」「在宅支援体制はとれている」との答弁は実態とかけ離れています。本来救える命だったかもしれない命が失われたことについて、真摯な反省と教訓が必要です。また、公衆衛生の要である保健所の体制を元に戻すべきですが、予算化されていません。

国はコロナ感染症を2類から5類に引き下げ、国の負担を減らして医療機関と患者の負担を増加させようとしています。知事は予算案の審議中に国の類下げを先取りする形で3月末で入院待機ステーションを廃止、宿泊療養施設を3施設から1施設に集約すると記者発表したことは重大です。

第2は、コロナ禍と物価高で深刻な暮らしと生業を支援し、賃上げ支援にも取り組んでいないためです。

多くの中小業者がコロナ禍に加えてガソリンや電気代の値上げをはじめとした物価高騰で先が見えない状況が続いています。コロナを何とか乗り越えてきた。そしてこれからという時の物価高騰です。こうした中小企業をさらにインボイス制度の導入で大きな負担が襲い掛かります。今必要なことは消費税の減税とインボイス制度を導入させないことです。しかし委員会の審議では「国のこと」と国にものを言うことさえしません。この間の府民の運動によってゼロゼロ融資への対応など、一定の変化があるものの国のコロナ交付金が終了していく中で、直接的な支援策がありません。

産業創造リーディングゾーンも、国の進める先端産業等が中心です。これまでの京都府の経済を支えてきた中小企業全体をカバーするものにはなっていません。一部企業に賃上げの動きがあるものの、多くの労働者の賃金も年金も、各種公的扶助も物価の高騰においつかず、「節約も限界」など深刻な事態がおこっています。生活福祉資金の特例貸付も終了する中、府民の命と暮らしを守るための支援策がありません。

また公共工事における設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、現場で働く方々の賃金はほとんど引き上げられていません。京都府として早急に賃金条項を盛り込んだ公契約条例を作り、設計労務単価が賃金に反映されるような仕組みを作るべきです。

第3は、子育て環境日本一を掲げていますが、風土づくりなどが中心で府民や民間企業の努力に委ね、府の責務としての経済的負担の軽減に本気で取り組んでいないためです。

この間何度も議会に請願が寄せられ、ようやく子どもの医療費助成が拡充されますが、小学校卒業までです。全国的に見ても遅れており速やかに高校卒業までの拡充を要望します。

給食費無償化の運動が京都府でも広がり、多くの方々の願いとなっていますが、「食材費は保護者負担、施設や運営は市町村」との従来の方針を繰り返すばかりです。

高校生のタブレットの導入に伴う保護者負担について、全国で半数以上の県が公費で導入しているにもかかわらず、保護者負担を押し付けていること、また生理用品のトイレへの配備について、多くの高校生がトイレに設置して欲しいと願っているのにその願いに背を向けていることなどです。

第4は、住民を置き去りにして大型開発を推進していることです。

北陸新幹線の延伸計画はそもそも必要のない計画であり、地下水やトンネル掘削による大量の建設残土などの環境破壊や、地元負担問題など多くの問題に対して批判が相次ぎ、地元住民の反対で環境アセスメントもできず2023年春の着工は断念に追い込まれました。

ところが国は事業認可もされていないのに「北陸新幹線事業推進調査費」として12億円を予算化し、自治体との協議を行うとしています。

ルートも決定しておらず、環境アセスメントも終了していない中で、協議に応じるなどあつてはならないことです。知事は総括質疑で事前協議については「道路や河川の調査の一環」として「国や鉄道運輸機構から具体的な内容の説明があった段階で検討」と答弁されました。協議の中身がどのようなものであれ、事業認可前に協議に応じることは、環境アセス制度の根幹を崩す、極めて悪質な事実上の脱法行為です。知事は協議に応じるべきではないことを厳しく申しあげておきます。

北山エリア開発については多くの府民、近隣住民の開発の白紙撤回を求める声を無視して、開発前提での意見聴取会やワークショップが開催されています。しかしエリア開発全体を京都府としてどうしようとしているのか、まったく府民には説明がありません。説明会を開催すると言いつつ府民対象の説明会は1年4カ月以上も開かれていません。説明会を開催して情報を明らかにし、府民の声に真摯に耳を傾けるべきです。

第5は、自治体DXや上下水道事業の広域化、民営化を進めようとしていることです。

新名神全線開通を目掛けて、京都南部で大規模な開発・市街地拡張が目白押しです。学研都市開発では、住民の医療データを本人同意なしに企業に提供するスマートシティや、既存農業の危機的状況に十分応じない一方、産学協同でのフードテック開発、大阪万博のサテライト会場の位置付けもして、住民置き去り、企業利益優先の大規模な開発を進めようとしています。

さらに住民の行政の個人情報を企業利益に活用する推進を、大型開発と一体に進めようとしています。

京都府営水道ビジョンの最終案では府営水道と受水10市町の水道を事業統合し「企業団」化し、市町の浄水場を廃止する計画が示され、また、水道グランドデザイン最終案では、北中部、南部の広域的な事業を統合し市町村の浄水場を統廃合する計画が強行されようとしています。水道法第一条に明記されているように「清浄にして豊富低廉な水の供給」をはかるため、民営化や民間委託の拡大につながる広域化でなく、市町村の自己水を守るべきです。

第6は、二期目となった西脇知事のトップダウンの手法と国の出先機関のような府政運営が問題だからです。

本予算案には入院待機ステーションに約4億円、宿泊療養施設に約45億円が含まれていますが、知事は、予算案の審議中に議会にも計らずに3月末に両施設を廃止・集約すると記者発表を行いました。府民も議会も軽視もするものであり、重大問題です。

また府営水道ビジョンと水道グランドデザインに対して、パブリックコメントでは「地元の地下水源を守るべき」「市町村営を維持すべき」「水道は公的機関が責任を持って進めるべき」などの意見がそれぞれ 285 件、65 件と出されているにもかかわらず、そうした声にも耳も貸さず情報も開示せず、トップダウンで進めようとしていることです。

また国の原発政策が、既存原発の運転延長や原発の新增設へと大きく転換する中、そうした国の政策を容認していることや、国が進める敵基地攻撃能力の保有と、報復攻撃に備えた自衛隊基地の強靱化、地下化等、戦争する国づくりに対して、府民の命を守るべき知事が何も言えないなど、まるで国の出先機関と化していることです。

次に第 13 号議案「京都府水道事業会計予算」及び「第 16 号議案京都府流域下水道事業会計予算」についてです。府営水の過大な施設整備と建設負担水量を適正化せず、未使用分も含め高い水道料金を受水市町と住民に押し付けるものとなっています。また上下水道事業の広域化を前提としているものであり、反対です。

次に第 29 号議案「京都府警察手数料徴収条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部改正の件」についてです。

本議案は、道路交通法の一部改定により「特定自動運行許可制度」「遠隔操作型小型車届出制度」が創設されたことに伴い、府条例の一部改定を行なおうとするものですが、遠隔地で運転主任者がシステムを監視していればよいというものであり、交通事故時の救護義務や安全確保義務が緩和されること、また「遠隔操作型小型車」つまり配送ロボットについて、歩行者と同様の扱いにするものであり、歩行者との衝突などが起こらないとはいえずトラブルへの即時対応もできません。どちらも、交通安全対策を後回しにする規制緩和であり、府民の安心・安全とは相容れません。よって、反対です。

次に第 69 号議案「京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約締結の件」についてです。府営住宅の建設は、かつては地元中小業者への仕事確保に配慮した分離・分割発注をしていましたが、今回は長谷工コーポレーション関西を代表とするグループです。

P F I 事業は要求水準を満たせば、これまでの府営住宅の仕様に比べて低水準でも認められます。先行して P F I 事業手法で建設された舞鶴常団地では、「降雪のある地域であるのに廊下がツルツルで滑る」「階段が狭い」などと入居者から不満・批判があがりました。府営住宅としての施設水準が十分確保できませんでした。

しかも、P F I 事業はこれまで、設計から建設、運営まで一括発注することにより、経費を削減できるとしてきましたが、会計検査院が令和 3 年の検査で「27 事業の全てについて、P F I 事業の方が従来方式により行われていた事業よりも維持管理費相当額が高額」と指摘されています。当初の P F I 導入が安くつくという導入目的は崩れています。

地域への経済波及効果も低く、品質の保障という点でも、P F I 事業手法である本件に反対するものです。

最後に一言申し上げます。私 5 期 20 年間、多くの皆様にささえられ、府議会で議員として活動してきました。この場をお借りして、あらためて先輩議員、同僚議員の皆さん、知事をはじめとした理事者の皆さん、すべての職員の皆さんに心から感謝申し上げます。議員を引退した後も、引き続き府民の暮らしを守るために奮闘する決意を申し上げ討論を終わります。

ありがとうございました。

(三会派提案。共産党賛成し可決)

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2021年5月17日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）が成立、2022年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても、併せて求められているところである。

については、国においては、次のとおり対策を求める。

- 1 アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 5 「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 6 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(三会派の提案。共産党賛成し可決)

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書

近年、世界中で大規模な自然災害が発生するなど、気候変動への対応は今や人類共通の課題となっている。世界的に脱炭素への機運が高まる中、我が国においても 2030 年度の温室効果ガス 46%削減、2050 年までのカーボンニュートラル実現という目標を掲げている。

今こそ、需要サイドにおける徹底した省エネや循環経済の構築と供給サイドにおける再生可能エネルギー等の普及拡大による、地域のグリーントランスフォーメーション（GX）が必要である。

については、国においては、飛躍的な省エネと革新的な創エネによる地域のGXで、新しい経済成長を実現するために、以下の事項に総力を挙げて取り組むことを強く要請する。

- 1 各家庭の省エネ促進に向けて、関係省庁で連携し、断熱窓への改修など住宅の省エネ化や、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた電力の自給自足への支援を強化すること。
- 2 天候に左右されて出力変動が起きてしまう再生可能エネルギーの特性を補うため、蓄電池の大容量化・低コスト化とともに、余剰電気を水素で蓄えること等を可能とするための研究開発を加速すること。
- 3 家庭向けのヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池など、産業向けの産業用ヒートポンプやコージェネレーションなどの熱需要の脱炭素化、熱の有効利用に向けた設備等の導入を促進すること。
- 4 2030 年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄に備えて、廃棄や再生のための施設整備に対する投資の促進や、太陽光発電施設の維持管理や更新など、再生エネルギーによる電力供給量を確保するための制度的措置を検討すること。
- 5 「系統整備」には莫大な資金が必要となるため、資金調達等が可能となる環境整備をすること。さらに、期間短縮や経済合理性の点で、より効率的な送電システムの整備への技術開発を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 10 日

衆議院議長 細田博之 殿
参議院議長 尾辻秀久 殿
内閣総理大臣 岸田文雄 殿
財務大臣 鈴木俊一 殿
経済産業大臣 西村康稔 殿
国土交通大臣 斉藤鉄夫 殿
環境大臣 西村明宏 殿
内閣官房長官 松野博一 殿

京都府議会議長 菅谷寛志

(三会派の提案。共産党賛成し可決)

新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害などにより、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きいですが、例えば、子どもの場合は自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療法等の確立は大変に重要な課題である。

ついては、国に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症に苦しむ方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求める。

- 1 新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CF S）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
- 2 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月10日

衆議院議長	細田博之 殿
参議院議長	尾辻秀久 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
総務大臣	松本剛明 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
厚生労働大臣	加藤勝信 殿
内閣官房長官	松野博一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後藤茂之 殿

京都府議会議長 菅谷寛志

(三会派が提案。共産党賛成し可決)

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で 600 万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の
人の尊厳と

日常を守る、認知症との共生社会への転換が求められている。

については、国において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求める。

- 1 認知症の人に初期の段階から家族や周囲の人々が適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 当事者や家族との連携を重視しながら、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を国と地域が一体となって、総合的に推進するための「(仮称) 認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 10 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	松野博一殿

京都府議会議長 菅谷寛志

(三会派が提案。共産党賛成し可決)

不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する
経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は、文部科学省の調査によると全国で24万4,940人と、9年連続で増加しており、高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件にあてはまらないが、欠席の多い傾向があるなど、事実上の不登校状況にある児童生徒がいることを考慮すると文部科学省の調査だけでは、実態が把握しきれていないと断言は難しく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

さらに、不登校児童生徒の中には、発達障害の児童生徒も一定数いると考えられるなど、不登校の背景となる事情も多岐にわたり、医療的ケア児等、多様な視点での支援が必要となっている児童生徒への対応も必要となっている。

また、学校や教育委員会、フリースクール等民間施設の三者の連携が支援の質の確保につながることから、「不登校児童生徒支援協議会等」の設置に対して予算措置をされているところではあるが、更なる連携体制の整備への支援が必要だと考えられる。

以上のことから、教育機会確保法の基本理念に関する条文である、第3条に明記される、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」を確保するために、国におかれては、以下の具体的対策について、強く要請する。

- 1 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講じ、推進すること。
- 2 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月10日

衆議院議長	細田博之 殿
参議院議長	尾辻秀久 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
総務大臣	松本剛明 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
文部科学大臣	永岡桂子 殿
内閣官房長官	松野博一 殿

京都府議会議長 菅谷寛志

(共産党提案。否決)

「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む
「安保3文書」の撤回を求める意見書

政府は、昨年末に閣議決定した「安保3文書」において、「敵基地攻撃能力」の保有や、全国の自衛隊基地「強靱化」等を計画している。

日本中に戦火が及ぶことを想定した大軍拡計画と、その財源として国民に5年間で43兆円にも及ぶ増税を強要する計画に対し、国民・府民の批判が広がっている。

「敵基地攻撃能力」保有とは、トマホークなどの長距離ミサイルを全国の自衛隊に配備し、自衛隊と米軍が「融合」一体化して相手国への攻撃を行おうとするものであり、府域でも祝園弾薬庫をはじめ、自衛隊基地が対象とされる可能性が高い。

また、全国の自衛隊基地が相手国からの核も含む報復攻撃にも耐えられるようにするための「地下化・強靱化」などの計画では、府域の舞鶴、福知山、桂、宇治などの自衛隊基地も対象とされているが、府内の自衛隊施設はどこも市街地が近接しており、住民に甚大な被害が及ぶことは避けられない。

しかし、日本への武力攻撃の現実的な危険は、米国の戦争に日本が集団的自衛権行使として加わり敵基地攻撃を行い、相手国からの報復攻撃が日本に及ぶことである。そうなれば「大規模な被害が生ずる可能性」を、防衛相も認めている。

このような「軍事対軍事」の対応一辺倒では、悪循環と危険を招くばかりである。

いま日本がやるべきことは、憲法9条を生かして外交努力を徹底し、東アジアに平和的な環境を構築することである。

よって政府においては、「安保3文書」を撤回するよう求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
法務大臣	齋	藤		健	殿
外務大臣	林		芳	正	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	殿
経済産業大臣	西	村	康	稔	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄	夫	殿
防衛大臣	浜	田	靖	一	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議員 菅 谷 寛 志

(共産党提案。否決)

新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を求める意見書

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日に「5類」に引き下げることを選んだ。これにより、季節性インフルエンザと同等となり、感染者や濃厚接触者の法的な待機期間がなくなり、また医療体制や医療費の自己負担については段階的に5類基準に移す方向が検討されている。

しかしながら、新たな第9波などへの懸念があるとともに、第8波においても、多くの方が感染し、施設や在宅で命を落とす方も多数に上っている。

ところが、こうした現実に対する総括も教訓化もないままである。そのうえ、5類への見直しを行うと、新型コロナウイルス感染症用の病床や宿泊療養施設の縮小や廃止、感染者の治療費の自己負担化、無料検査の終了、感染状況の把握ができなくなるなど、府民の健康や、医療機関、介護施設等への重大な影響が生じることは必至である。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を果たした保健所や減らし続けてきた急性期病床の拡充、削減し続けてきた社会保障給付の見直しなど、公衆衛生体制の強化にはメスが入れられないままとなっている。

については国におかれては、感染状況を踏まえ、感染症法5類への見直しを延期することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
経済産業大臣	西 村 康 稔 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿
新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣	後 藤 茂 之 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

(共産党提案。否決)

生活保護基準を緊急に引き上げることを求める意見書

令和5年2月の消費者物価指数は前年比で3.3%増と、1月の4.2%に比べると鈍化したものの、引き続き高い上昇率が続いている。さらに、生鮮食料品を除く食品は46年6カ月ぶりの7.8%上昇となるなど、生活に関わる分野での上昇が深刻さを増している。こうした異常な物価高騰の影響は、府民生活全体はもちろん、生活保護世帯などの困窮世帯により深刻な形で表れている。国は、5年に一度の生活保護費の見直しに当たって、予定していた最大6%の引下げを当面見送るとし、子育て世代など一部については引上げを行うことを発表した。しかし、生活保護世帯の多くは据置きとなっており、異常な物価高騰が直撃することとなっている。

そもそも、生活保護制度は、憲法25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とされていることに基づき、生存権を保障するために実施されているものであり、国には引下げの中止だけでなく、物価高騰に見合った引上げこそ求められている。

ついでには、国におかれては、物価高騰から生活保護利用者の暮らしを守るために、緊急に大幅な保護基準の引上げを実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	松野博一殿

京都府議会議長 菅谷寛志

(共産党提案。否決)

教職員を増員して早期に義務教育における 30 人以下学級を実現することを求める意見書

2021年の標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での学級編制標準引下げの早期実施も必要である。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障し、一人一人の児童生徒に行き届いた教育を保障するためには、さらに教職員を増員して 30 人以下学級を実現することが必要である。

よって国におかれては下記の措置を講じられるよう、強く求める。

- 1 中学校・高等学校の学級編制標準を早期に全学年 35 人以下学級にすること。
- 2 義務教育における少人数学級を推進し、30 人以下学級を実現すること。
- 3 抜本的に教職員を増員するとともに、計画的な教職員定数改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 日

衆議院議長	細 田 博 之 殿
参議院議長	尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣	岸 田 文 雄 殿
総務大臣	松 本 剛 明 殿
財務大臣	鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣	永 岡 桂 子 殿
内閣官房長官	松 野 博 一 殿

京都府議会議長 菅 谷 寛 志

(共産党提案。否決)

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われている。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。食育基本法では、食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、教育の一環としている。

さらに、憲法26条は「義務教育は、これを無償とする。」と明記している。この憲法の精神に立てば、学校給食は教育の一環であり、無償とすべきである。

学校給食費の負担の軽減について、文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示している。

令和3年の文部科学省による実態調査では、全国平均給食費負担額は、年間、小学校4万9,247円、中学校5万6,331円となっており、大きな負担となっている。

今、全国で学校給食無償化の取組が広がり、1,741自治体のうち451自治体が無償化に取り組み、東京23区のうち7区で給食費無償化が進んできている。給食費無償化は、保護者の切実な願いであり大きな流れとなっている。

さらに、コロナ禍や物価高騰などにより経済的負担の軽減の必要性は高まっている。

よって、国におかれては、学校給食費無償化への支援を国の施策として実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	永岡桂子殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
農林水産大臣	野村哲郎殿
内閣官房長官	松野博一殿

京都府議会議員 菅谷寛志

(府民クラブ提案。共産、自民、公明、維新が反対し否決)

外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書

近年、全国各地で外国法人又は外国人による土地の取得が進んでいる。沖縄では大きな無人島の土地が外国人により取得され、北海道をはじめ全国各地において水源地である山林の外国法人などによる買収が進んでいる。また昨年末には、外国の警察組織が日本国内において活動拠点を設け、我が国の主権を侵害するような活動が行われている事例が明らかになった。

昨年、重要土地等調査法が施行されたが、この法律の対象は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地などに限定されており、区域外の住宅地、農地、マンションなどは含まれていないため、今後もこうした土地等が外国法人などにより取得され、我が国の主権が脅かされるおそれがあり、安全保障上も重大な問題に発展しかねない。

また、我が国は、外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の G A T s を批准しているため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていない。しかしながら、G A T s 締約国においても、安全保障の観点から、外国法人などに対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で外国法人などの土地取得を制限することができる国もある。

については、国におかれては、外国法人や外国人による土地の取得、利用を制限するため、必要な法整備等に早急に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(共産党提案。否決)

18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議

コロナ禍と物価高騰が子どもたちと子育て世帯に大きな影響を与えている。こうした中、京都府においては、新年度予算で、この秋から子育て支援医療助成について、通院の1か月当たり200円負担が小学校卒業までに拡充されることに對し、歓迎の声が上がっている。

これらの京都府の制度拡充を受けて、府内自治体でも大山崎町、亀岡市、久御山町、八幡市、長岡京市、福知山市、精華町などで18歳まで制度拡充を行うなど大きく広がっている。

全国では18歳までの医療費助成をすでに鳥取県、福島県、静岡県、茨城県、鹿児島県が実施し、令和5年4月から東京都や群馬県、岩手県なども実施される等、今や18歳までの医療費助成は当たり前の流れとなっている。

知事も、予算特別委員会総括質疑で、「長引くコロナ禍等で、子育て世帯の置かれている状況はかなり厳しい」という認識を示されたところである。

については、本府におかれては、速やかに18歳までの通院・入院の無償化へ踏み出すべきである。

以上、決議する。

令和5年3月 日

京 都 府 議 会

意見書（議決は3月10日）

	件名	提案 会派	議決 結果	賛否の状況				
				共 産	自 民	府 民	公 明	維 新
第1号	建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書	三会派	原案可決	○	○	○	○	○
第2号	地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書	三会派	原案可決	○	○	○	○	○
第3号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書	三会派	原案可決	○	○	○	○	○
第4号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書	三会派	原案可決	○	○	○	○	○
第5号	不登校児童生徒等多様な学習支援の必要な児童生徒に対する経済的支援制度の確立を求める意見書	三会派	原案可決	○	○	○	○	○
第6号	「敵基地攻撃能力」保有や自衛隊基地の地下化・強靱化などを含む「安保3文書」の撤回を求める意見書	共産党	否決	○	×	×	×	×
第7号	新型コロナウイルス感染症の感染症法5類への見直しの延期を求める意見書	共産党	否決	○	×	×	×	×
第8号	生活保護基準を緊急に引き上げを求める意見書	共産党	否決	○	×	×	×	×
第9号	教職員を増員して早期に義務教育における30人以下学級を実現することを求める意見書	共産党	否決	○	×	×	×	×
第10号	学校給食費の無償化を求める意見書	共産党	否決	○	×	×	×	×
第11号	外国法人などによる土地の取得及び利用を制限する法整備を求める意見書	府民クラブ	否決	×	×	○	×	×

決議

	件名	提案 会派	議決 結果	賛否の状況				
				共 産	自 民	府 民	公 明	維 新
第1号	18歳まで子どもの医療費助成制度を拡充することを求める決議	共産党	否決	○	×	×	×	×
第2号	難聴者の補聴器購入に係る京都府独自の補助制度の創設を求める決議	共産党	否決	○	×	×	×	×
第3号	「北山エリア」開発計画について府民説明会を実施し、正確な情報提供を求める決議	共産党	否決	○	×	×	×	×

請願審査 (3月10日)

受理年月日	件名	審査結果	共産	自民	公明	府民	維新
令和5年2月17日	物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求めることに関する請願	不採択	×	○	○	○	○
令和5年2月20日	難聴者の補聴器購入に係わる負担軽減を求めることに関する請願	不採択	×	○	○	○	○

議案

議案番号	件名	提案日	議決月日	議決結果	賛否の状況				
					共産	自民	府民	公明	維新
第1号	令和5年度京都府一般会計予算	2月2日	3月10日	原案可決	×	○	○	○	○
第13号	令和5年度京都府水道事業会計予算	2月2日	3月10日	原案可決	×	○	○	○	○
第16号	令和5年度京都府流域下水道事業会計予算	2月2日	3月10日	原案可決	×	○	○	○	○
第29号	京都府警察手数料徴収条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例一部改正の件	2月2日	3月10日	原案可決	×	○	○	○	○
第69号	京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約締結の件	2月28日	3月10日	原案可決	×	○	○	○	○